

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

豚等の移入の禁止

保安林予定森林

解除予定の保安林(七件)

松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画の変更

土地収用法による土地の立入り

◇ 公 告 電気工事試験の実施

採石業務管理者試験の実施

二級建築士試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭一二	昭和五十六年四月十四日
医療法人寿生会 幡病院	鳥取市雲山字大道の下五七	"
鳥取県立整肢学 園	米子市上福原一七五一―一	昭和五十六年四月一日
後藤内科医院	米子市両三柳五区四五一―一 三	"
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	"
岩美町国民健康 保険岩美病院	岩美郡岩美町浦富六五二	"

石見診療所	二 日野郡日南町上石見七六六一	"
地原歯科医院徳尾診療所	五 鳥取市徳尾字瀬戸田三八〇一	昭和五十六年四月八日
荻原歯科医院	鳥取市弥生町二二三	昭和五十六年四月一日
小川歯科医院	米子市道笑町四丁目六六	"
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎二四八一六	昭和五十六年四月十日
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八	昭和五十六年四月一日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪一〇二一二	"
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	"
有限会社山田薬局	米子市道笑町一丁目八	昭和五十六年四月九日
タムラ医院	鳥取市瓦町一六一	昭和五十六年四月一日
庄内出張診療所	西伯郡名和町大字押平二二四一	"
岸本歯科医院	鳥取市正蓮寺二二二一七	昭和五十六年四月七日

鳥取県告示第四百十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四七五号	東伯梨粒状複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 三・〇 うち 水溶性加里 二・七	東伯郡東伯町徳万五五八番地の一 東伯町農業協同組合
鳥取県 第四七六号	水産乾燥菌体肥料	窒素全量 七・五 りん酸全量 三・五	境港市昭和町二二番地の一 九 社団法人境港水産加工汚水処理公社
鳥取県 第四七七号	北条町梨粒状複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 四・〇 うち 水溶性加里 三・八	東伯郡北条町弓原三三四番地 北条町農業協同組合

鳥 取 県 第四七八号	くみあいほう素マ ンガン入り南大山 大根粒状複合肥料 一号	窒素全量 五・五 うち アンモニア性窒素三・〇 硝酸性窒素 二・〇 りん酸全量 二・〇 うち く溶性りん酸 二・〇 うち 水溶性りん酸 九・〇 加里全量 五・〇 うち 水溶性加里 五・〇 く溶性苦土 二・〇 く溶性マンガ ン 〇・五 く溶性ほう素 〇・二	日野郡江府町大字 江尾二〇六一番地 江府町農業協同組 合
----------------	--	---	---------------------------------------

鳥取県告示第四百十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に
基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項
の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所 及び名称
鳥 取 県 第三四三号	甘藷複合	窒素全量 三・〇 うち アンモニア性窒素二・五 りん酸全量 一〇・三 うち く溶性りん酸 一〇・二 うち 水溶性りん酸 三・〇 加里全量 一〇・一 うち 水溶性加里 一〇・〇	倉吉市越殿町一四 〇八番地 倉吉市農業協同組 合
鳥 取 県 第三六六号	若苗複合肥料	アンモニア性窒素 八・二 可溶性りん酸 六・七 うち 水溶性りん酸 五・五 水溶性加里 二・〇	” ”
鳥 取 県 第三六七号	くみあいハウス用 苦土ほう素マンガ ン尿素入り複合肥 料	窒素全量 八・〇 うち アンモニア性窒素四・二 りん酸全量 二・〇 うち く溶性りん酸 一〇・四 うち 水溶性りん酸 五・〇 加里全量 八・〇	米子市東福原三六 番地 米子市農業協同組 合

鳥 取 県 第四二七号	たばこくず粉末	窒素全量 加里全量	一・〇 四・〇	大阪市南区塩町通 四丁目一八番地 中央化成株式会社 右代理人 倉吉市昭和町四六 八番地 中央化成株式会社 倉吉支店
鳥 取 県 第四二〇号	四・〇かにがら粉 末三号	窒素全量 りん酸全量	四・〇 五・〇	境港市栄町三一番 地 株式会社小林商店
鳥 取 県 第四二二号	五・〇かにがら粉 末	窒素全量 りん酸全量	五・〇 三・〇	” ”
鳥 取 県 第四二三号	六・五肉骨粉	窒素全量 りん酸全量	六・五 一・二・〇	境港市渡町一一九 番地 北陽油脂有限会社

鳥取県告示第四百十五号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四百十五号）
第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

兵庫県水上郡の区域

鳥取県告示第四百十六号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二
百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の三〇、字瀧山西平ラ五三七の
一、字市ノ原奥五六九の一、五七五の一、字中山五七九の五（以上五
筆について、次の図に示す部分に限る。）、字瀧山東平ラ四六四の二、
四六四の二九、字市ノ原奥五七二、五七三

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字福地字瀧山六〇九の一一〇、六〇九の一一四、六〇

九の一一五、字宮ノ谷六〇八の三、六〇八の七、字カナイ谷平六〇七の三三(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字谷一木字千倉山五〇三の二、五〇七の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字皆込谷一一五八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の七六、九三四の八〇、九三四の八一、九三四の八三(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中字奥山谷八五四の四、八六九の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十四号

松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第四條第一項の規定に基づき、鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画を変更したので、同條第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 中 津 實 三

鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画

1 趣旨

本県の松林は、民有林の林野面積227,823ヘクタールのうち約52,650ヘクタールを占め、海岸地帯から山間地帯までに幅広く成育しており、森林資源上及び環境保全上重要な役割を果たしている。海岸地帯の松林は、鳥取砂丘を始め砂丘地帯に約1,000ヘクタールの海岸砂地造林が実施され、そのほとんどは飛砂防備保安林又は潮害防備保安林に指定され、禁伐、択伐等の施業制限を受けている。

県下の農耕地面積約47,000ヘクタールのうち約5,300ヘクタールの海岸沿いの農耕地が、これら松林に保護されて農作物の栽培が行われている。また、山間地帯の松林のうち特に大山山ろく一帯には大山マツとし

て材質成長量とも優れた松林が広く分布している。

松くい虫が運ぶマツノザイセンチュウによる被害材積は、昭和47年度までは年間の被害量が50立方メートルから100立方メートルで推移してきたが、昭和48年度から海岸地帯を中心に次の表に示すとおり増加し、特に、昭和55年度は119,929立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は21,552ヘクタールに及び、漸次山間部へ被害が拡大している。被害の程度は被害地が多いが、海岸地帯の松林では、激害地及び中害地も相当面積見受けられ、このままの状況で推移すれば、今後ますます増大するおそれがある。

このような被害状況にかんがみ、被害の拡大を防止し、併せて重要な松林を保護することを重点に、被害区域面積21,552ヘクタールのうち7,460ヘクタールについては特別防除を、271ヘクタールについては地上散布による防除を実施し、薬剤による防除が周囲の土地利用により不可能な地域と立木駆除により駆除が可能な12,789ヘクタールについては立木駆除を実施し、また、被害が激甚を極め森林としての機能を發揮することが困難と認められる1,032ヘクタールについては樹種転換等を促進することとし、松くい虫防除特別措置法第3条の規定に基づき、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、次のとおり実施計画を定める。

松くい虫被害の推移

材積単位：立方メートル

年度	47	48	49	50	51	52	53	54	55
被害材積	95	520	608	1,196	2,158	5,850	39,598	120,675	119,929
被害区域に含まれる市町村の数	8	14	17	20	25	29	38	38	37

2 松林群ごとの特別防除の計画的な実施に関し必要な事項

(1) 松林郡の位置等

松林群番号	松林群の名称	所在地		松林群の面積	当該松林群に含まれる松林の所在
		郡市	町村		
1—2	岩美の松	岩美郡	岩美町	662 ha	1 林班内の松林 (ただし、D小班、E小班を除く。) 2 林班内の松林 (ただし、D小班～F小班、H小班を除く。) 10 林班 (1 小班に限る。) 11 林班内の松林 (ただし、K小班を除く。) 15 林班内の松林 16 林班内の松林 (ただし、E小班～G小班を除く。) 17 林班内の松林 19 林班内の松林 (ただし、A小班～C小班を除く。) 20 林班内の松林 21 林班内の松林 22 林班内の松林 23 林班内の松林 24 林班内の松林 27 林班 (A小班、B小班に限る。) 83 林班内の松林 (ただし、E小班～G小班を除く。) 84 林班内の松林 (ただし、D小班、F小班を除く。) 85 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)
2	岩美海岸の松	岩美郡	岩美町	237	86 林班内の松林 (ただし、F小班を除く。) 87 林班内の松林 88 林班内の松林 89 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 90 林班内の松林 91 林班 (A小班に限る。) 103 林班 (A小班に限る。)
3	奥部岩美の松	岩美郡	岩美町	628	25 林班内の松林 (ただし、B小班を除く。) 26 林班内の松林 (ただし、E小班、F小班を除く。) 48 林班 (C小班、G小班に限る。) 49 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)

	<p>50林班内の松林 (ただし、D小班、E小班を除く。)</p> <p>81林班内の松林 (ただし、C小班、E小班を除く。)</p> <p>82林班内の松林</p> <p>105林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)</p> <p>106林班内の松林</p> <p>107林班内の松林 (ただし、H小班を除く。)</p> <p>108林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)</p> <p>110林班 (D小班、E小班、G小班に限る。)</p> <p>111林班内の松林 (ただし、D小班、E小班を除く。)</p> <p>114林班内の松林</p> <p>121林班内の松林</p> <p>122林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)</p> <p>123林班 (A小班～D小班に限る。)</p> <p>124林班内の松林</p> <p>125林班 (A小班～D小班に限る。)</p> <p>126林班内の松林 (ただし、C小班、D小班を除く。)</p> <p>127林班内の松林</p> <p>129林班内の松林</p> <p>143林班 (F小班、G小班に限る。)</p>
<p>4</p> <p>倉吉の松 倉吉市 東伯郡</p> <p>北条町</p>	<p>628</p> <p>(倉吉市)</p> <p>159林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)</p> <p>160林班内の松林</p> <p>161林班内の松林 (ただし、A小班～C小班、I小班を除く。)</p> <p>162林班内の松林</p> <p>163林班内の松林 (ただし、I小班を除く。)</p> <p>148林班内の松林</p> <p>149林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、L小班を除く。)</p> <p>150林班内の松林 (ただし、A小班、H小班を除く。)</p> <p>151林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)</p> <p>160林班内の松林 (ただし、F小班、G小班を除く。)</p> <p>161林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。)</p> <p>162林班内の松林</p> <p>164林班内の松林</p> <p>165林班 (A小班～D班に限る。)</p> <p>166林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)</p> <p>(北条町)</p> <p>2 林班 (K小班～N小班に限る。)</p> <p>3 林班 (B小班、D小班に限る。)</p>

	<p>4 林班内の松林 (ただし、A小班、I 小班、J 小班、L 小班、M 小班を除く。)</p> <p>5 林班 (E 小班に限る。)</p> <p>6 林班 (D 小班に限る。)</p> <p>7 林班内の松林 (ただし、E 小班を除く。)</p> <p>9 林班 (C 小班に限る。)</p> <p>11 林班 (F 小班、G 小班、I 小班に限る。)</p> <p>12 林班 (C 小班～G 小班に限る。)</p> <p>13 林班内の松林</p>	<p>31 林班 (C 小班、D 小班に限る。)</p> <p>33 林班内の松林</p> <p>34 林班内の松林</p> <p>35 林班内の松林 (ただし、C 小班を除く。)</p> <p>36 林班内の松林</p> <p>45 林班内の松林 (ただし、A 小班を除く。)</p> <p>46 林班内の松林 (ただし、F 小班を除く。)</p> <p>47 林班内の松林</p> <p>48 林班内の松林</p> <p>49 林班内の松林</p> <p>51 林班内の松林</p> <p>52 林班内の松林</p> <p>53 林班内の松林</p> <p>54 林班内の松林</p> <p>55 林班内の松林 (ただし、A 小班を除く。)</p> <p>56 林班内の松林</p> <p>57 林班内の松林 (ただし、A 班を除く。)</p> <p>(淀江町)</p> <p>1 林班内の松林</p> <p>2 林班内の松林 (ただし、M 小班～O 小班を除く。)</p> <p>3 林班内の松林</p> <p>4 林班内の松林</p> <p>5 林班内の松林</p> <p>6 林班内の松林</p>
<p>5 鳥取砂丘 の松</p> <p>岩美郡 鳥取市</p> <p>福部村</p> <p>217</p>	<p>(福部村)</p> <p>1 林班 (A 小班、C 小班に限る。)</p> <p>2 林班内の松林</p> <p>3 林班 (C 小班、E 小班に限る。)</p> <p>4 林班 (A 小班、B 小班に限る。)</p> <p>38 林班 (D 小班、G 小班、H 小班に限る。)</p> <p>39 林班内の松林 (ただし、A 小班、B 小班を除く。)</p> <p>40 林班 (D 小班、E 小班に限る。)</p> <p>(鳥取市)</p> <p>2 林班内の松林 (ただし、E 小班を除く。)</p> <p>3 林班 (G 小班～K 小班に限る。)</p> <p>203 林班 (A 小班に限る。)</p>	
<p>6 大山山ろ くの松</p> <p>西伯郡 米子市</p> <p>大山町 淀江町 岸本町 日吉津 村</p> <p>2,259</p>	<p>(大山町)</p> <p>10 林班 (E 小班に限る。)</p> <p>30 林班 (B 小班、D 小班に限る。)</p>	

	<p>10林班内の松林 11林班内の松林 12林班内の松林 13林班内の松林 (ただし、A小班を除く) 14林班内の松林 15林班内の松林 (ただし、I小班～L小班を除く。) 16林班内の松林 17林班内の松林 18林班内の松林 19林班内の松林 (ただし、A小班、H小班を除く。) 20林班内の松林 (ただし、E小班を除く) 21林班内の松林 (ただし、E小班、K小班を除く。) 22林班 (A小班～F小班、O小班に限る) 大字西原、宇大転場1455の4から1455の8まで、1455の27、1455の28、1455の34、1455の53、1455の55、1455の58、1455の61から1455の65まで、1455の67、1455の68、1455の70、1455の71、1455の75、1455の77、1455の83から1455の85までの区域内に存する松林の区域 大字西原字新林1384の2の区域内に存する松林の区域 大字西原観治屋林1403の1、1403の2の区域内に存する松林の区域 (岸本町) 2林班 (D小班～F小班に限る。) 3林班内の松林 (ただし、A小班、I小班～O小班を除く。)</p>
<p>7 岸本の松 西伯郡 岸本町 会見町 816 (岸本町) 27林班 (H小班、K小班～N小班に限る。)</p>	<p>4林班内の松林 (ただし、I小班を除く) 10林班 (D小班～G小班に限る。) 11林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、D小班、K小班を除く。) 12林班内の松林 (ただし、C小班を除く) 13林班 (A小班～F小班に限る。) 14林班内の松林 (ただし、F小班、I小班、J小班を除く。) 15林班内の松林 (ただし、A小班～C小班、M小班、N小班を除く。) 16林班 (R小班～U小班に限る。) (米子市) 1林班内の松林 30林班 (E小班～G小班に限る。) 31林班 (E小班～G小班に限る。) 32林班 (F小班～K小班に限る。) 33林班内の松林 34林班内の松林 35林班内の松林 36林班内の松林 (ただし、M小班、N小班を除く。) 37林班内の松林 (ただし、E小班を除く) (白吉津村) 1林班 (B小班、C小班に限る。)</p>

	<p>28林班内の松林 29林班内の松林 30林班 (D小班～F小班に限る。) (会見町) 2林班 (K小班～M小班に限る。) 3林班内の松林 (ただし、A小班、D小班、K小班、L小班を除く。) 4林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 5林班内の松林 (ただし、A小班～D小班、L小班を除く。) 6林班内の松林 (ただし、A小班、T小班を除く。) 8林班内の松林 9林班内の松林 12林班 (A小班、B小班、D小班に限る。) 13林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) 14林班内の松林 15林班内の松林 18林班内の松林 24林班内の松林 25林班内の松林 26林班内の松林 27林班内の松林 28林班内の松林 (ただし、D小班、E小班を除く。) 29林班 (A小班、B小班に限る。) 31林班 (D小班に限る。)</p>	<p>米子の松米子市</p> <p>439</p> <p>32林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 33林班内の松林 34林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 35林班内の松林 (ただし、A小班、E小班を除く。) 36林班内の松林 (ただし、B小班、D小班、I小班を除く。) 37林班 (C小班、D小班、H小班～J小班に限る。) 4林班 (B小班、G小班～K小班に限る。) 5林班内の松林 6林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 7林班 (A小班～D小班に限る。) 8林班内の松林 9林班内の松林 (ただし、B小班を除く。) 10林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。) 11林班内の松林 12林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 13林班内の松林 (ただし、F小班、G小班を除く。) 15林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。) 16林班 (M小班、N小班に限る。) 18林班 (D小班、E小班に限る。) 19林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 20林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)</p>
--	---	---

<p>10 青谷の松 気高郡 青谷町</p>	<p>300 3林班内の松林(ただし、A小班、D小班、G小班を除く。) 5林班 (F小班、H小班～J小班に限る。) 6林班内の松林(ただし、E小班を除く。)</p>
<p>9 鳥取の松 鳥取市</p>	<p>500 88林班 (D小班、E小班に限る。) 89林班 (H小班～N小班に限る。) 90林班内の松林 91林班内の松林(ただし、H小班～I小班を除く。) 92林班 (C小班、D小班に限る。) 94林班内の松林(ただし、B小班を除く。) 95林班 (B小班、D小班、F小班に限る。) 96林班内の松林(ただし、B小班～D小班を除く。) 97林班内の松林 114林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。) 115林班 (A小班～E小班に限る。) 116林班 (A小班～G小班に限る。) 117林班の松林(ただし、A小班、F小班～H小班、K小班を除く。) 118林班 (A小班、G小班に限る。) 160林班 (F小班～I小班、L小班に限る。) 164林班 (E小班、F小班に限る。) 165林班内の松林(ただし、A小班～C小班を除く。) 167林班 (A小班～C小班に限る。)</p>
<p>11 倉吉の松 倉吉市</p>	<p>314 1林班内の松林(ただし、E小班を除く。) 2林班内の松林(ただし、D小班を除く。) 3林班内の松林 4林班 (A小班に限る。) 5林班内の松林 6林班内の松林 7林班内の松林 9林班内の松林 10林班内の松林</p>
	<p>38林班内の松林 39林班内の松林(ただし、G小班、H小班、J小班を除く。) 40林班内の松林(ただし、G小班、H小班を除く。) 41林班 (D小班～F小班に限る。) 42林班 (E小班、F小班に限る。) 43林班 (B小班～D小班に限る。) 48林班 (E小班～J小班に限る。) 49林班 (H小班、I小班に限る。) 87林班内の松林 88林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。) 89林班内の松林(ただし、D小班を除く。) 91林班内の松林(ただし、C小班を除く。) 92林班内の松林 94林班内の松林(ただし、C小班を除く。)</p>

9	55	56	立 木 駆 除	500		10	321	169
10	55	56	立 木 駆 除	300			145	155
11	55	56	立 木 駆 除	314		57	154	103
12	56	56	立 木 駆 除	306			170	136
13	56	56	立 木 駆 除	154		5	67	82
計				6,344	1,116	426	3,744	3,290

＜注＞

- 1 松林群特性区分欄の「①」とは、特別防除を緊急に行わなないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している被害が著しく拡大することとなると認められる松林群（いわゆる被害の先端拡大部の松林）を、「②」とは森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第2項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林面積がその面積の過半を占める松林群をいう。
- 2 被害状況欄の「激」とは被害本数率5パーセント以上の松林群を、「中」とは同1パーセント以上5パーセント未満の松林群を、「微」とは同1パーセント未満の松林群をいう。
- 3 松くい虫の薬剤による防除に関し必要な事項
 - (1) 特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業、その他の事業に被害を及ぼさ

ないようにするために必要な措置に関する事項

テ 人家、学校、観光施設等

周辺は、原則として除外区域とし、当該施設に面した区域は、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

イ 道路等の交通機関

早朝に散布して交通に支障をきたさないように努めるが、必要に応じ関係機関の協力を得て、一時的な交通規制を行う。

ウ 施設等利用者の集合する場所

早朝に散布して利用に支障をきたさないよう努めるが、必要に応じ当該施設の管理者の協力を得て利用の規制を行う。

エ 水源地、浄水場等

周辺は原則として除外区域とする。

オ 魚介類の養殖場等

周辺は除外区域とする。

カ 養ほうに悪影響を及ぼすおそれのある箇所

単箱を防除の影響のない区域に移動させるか、移動できないものは薬剤散布中みづばちが巣箱から外に出ないように措置する。

キ 農作物又は果樹園、桑園、茶園等

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにし、収穫期に達している農作物、桑等は、散布前に収穫する。

ク 畜舎等

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

ケ 車両

飛散のおそれのない区域に移動させる等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。

- コ 松林群ごとの特記すべき事項
特記事項なし。

(2) 薬剤防除（特別防除を除く。）の実施に関する事項

市町村	薬剤防除面積	松林の所在
岩美町	5	11林班 (K小班に限る。) 88林班 (E小班、F小班に限る。) 102林班 (G小班に限る。)
福部村	28	38林班 (C小班～E小班、I小班に限る。) 39林班 (G小班に限る。)
鳥取市	30	2林班 (A小班、D小班、H小班に限る。) 166林班 (E小班に限る。) 207林班 (E小班、F小班に限る。) 208林班 (A小班に限る。)
気高町	12	1林班 (A小班に限る。) 15林班 (A小班に限る。) 18林班 (C小班、D小班に限る。)
		1林班 (B小班、C小班に限る。)

泊村	44	2林班 (F小班、G小班に限る。) 5林班 (B小班に限る。) 11林班内の松林 13林班 (A小班、B小班に限る。)
羽合町	35	1林班 (J小班、K小班に限る。) 2林班 (D小班に限る。) 3林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。) 4林班 (A小班、H小班～J小班に限る。) 5林班 (J小班～L小班に限る。)
倉吉市	20	4林班 (C小班に限る。) 5林班 (B小班に限る。) 16林班 (B小班、C小班に限る。) 167林班 (H小班に限る。)
大栄町	21	1林班 (K小班に限る。) 2林班 (A小班に限る。) 24林班 (O小班、P小班に限る。) 26林班 (A小班に限る。) 27林班 (M小班に限る。)
北条町	57	1林班 (B小班、G小班、I小班、K小班～M小班に限る。) 2林班内の松林 (ただし、F小班を除く。) 3林班内の松林 4林班 (C小班、I小班～K小班、M小班に限る。)

		5 林班内の松林 (ただし、H小班を除く。)
赤碓町	8	3 林班 (M小班、N小班に限る。) 4 林班 (E小班、F小班に限る。)
中山町	11	1 林班 (A小班～F小班に限る。)
合計	271	

鳥取県告示第四百二十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
鳥取東変電所新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
鳥取市立川町五丁目字松ノ木及び字井揚地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年四月二十五日から昭和五十七年三月三十一日まで

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭和56年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和56年4月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和56年7月19日(日曜日)午前10時30分から午後0時30分まで

イ 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算

<p>配電理論及び配線設計</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線
<p>電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
<p>電気工事の施工方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキヤプタイヤケージの取付方法 4 接地工事の方法
<p>一般用電気工作物の検査方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
<p>配線図</p>	<p>配線図の表示事項及び表示方法</p>
<p>2 技能試験</p> <p>技能試験は、筆記試験に合格した者及び電気工事士法施行令第9条の規定により筆記試験を免除された者に対して実施する。</p> <p>(1) 試験の日時及び場所</p> <p>ア 日時 昭和56年8月23日(日曜日)</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>イ 場所 鳥取市</p> <p>(2) 試験科目</p> <p>ア 電線の接続</p> <p>イ 配線工事</p> <p>ウ 電気機器及び配線器具の設置</p> <p>エ 電気機器配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用法</p> <p>オ コード及びキヤプタイヤケージの取付け</p> <p>カ 接地工事</p> <p>キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定</p> <p>ク 一般用電気工作物の検査</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事士法、電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受験願書の受付期間

昭和56年6月2日から同月16日まで

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第10回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和56年4月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令 (環境保全関係法令を含む。)	2 時 間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和56年6月2日(火)午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県庁第二庁舎第23会議室(7階)

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの。

4 受験願書の提出期間

昭和56年4月27日(月)から5月16日(土)まで。

5 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

6 その他受験についての詳細は、土木出張所に問い合わせること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により昭和56年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和56年4月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

イ 学科の試験

昭和56年7月25日現在において次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)と同年以上の知識及び技能を有すると認めた者

(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

ロ 建築設計製図の試験

学科の試験に合格した者及び建築士法施行細則(昭和25年11月鳥取県規則第85号)第11条の規定により学科の試験を免除された者

2 受験申込受付期間等

(1) 受験申込受付期間

昭和56年5月11日(月)から同月15日(金)まで

(2) 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

(3) 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にはり付けること。

3 試験期日及び時間割

(1) 学科の試験

昭和56年7月25日(土)

9時00分から10時30分まで 建築法規

10時50分から12時20分まで 建築構造

13時10分から14時40分まで 建築計画

15時00分から16時30分まで 建築施工

- (2) 建築設計製図の試験
昭和56年9月20日(日)
12時00分から16時30分まで
- 4 建築設計製図の課題
「喫茶店併用住宅(木造一部二階建)」
- 5 試験の場所
学科の試験
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
建築設計製図の試験
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
- 6 合格者の発表
(1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和56年8月25日(火)にその旨を通知する。
(2) 最終合格者の発表は、昭和56年10月27日(火)に鳥取県公報に公告するとともに合格者にその旨を通知する。
- 7 その他
詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)】